

# 後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

後期高齢者医療の  
保険証が新しくなります

8月1日から、後期高齢者医療制度の保険証が「緑色の保険証」に新しくなります。7月中旬に簡易書留郵便でお届けしますので、8月1日以降は新しい保険証をお使いください。更新の手続きは必要ありません。また、現在お持ちの保険証は8月1日から使用できませんので、有効期限を過ぎましたらお近くの市役所各庁舎・各出張所の健康保険担当窓口へ返却していただくか、個人情報に留意のうえ、ご自身で処分してください。

今までの保険証（水色）  
〈有効期限〉  
7月31日まで

新しい保険証（緑色）  
〈有効期限〉  
8月1日～令和6年7月31日



現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

現在、交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和5年度も該当となる方については、8月1日からの「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を新しい保険証と一緒にお届けします。

なお、要件に該当し現在交付を受けていない方、または8月1日から新たに対象となる方には、7月中旬に申請書を送付しますので、お近くの市役所各庁舎・各出張所

長期に入院（所得区分が低所得Ⅱ）したときの食事代について

入院時の食事代は、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日を超える場合、食事代が減額されます（前の保険の低所得Ⅱ区分での入院日数を合算できません）。

この減額の適用を受けるためには、申請が必要となりますので、詳しくは市民生活課国民健康保険係までお問い合わせください。

の健康保険担当窓口へ提出してください。



ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を200円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします（7月・1月送付予定）。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

主治医や薬剤師に相談のうえ、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

医療費通知について

保険証を使って治療や施術を受けられた方に「医療費通知」をお送りします。医療機関名や医療費、自己負担相当額などが記載されており、確定申告で使用する場合もありますので、大切に保管してください。また、令和5年度から発行回数が増え、年2回に変更となります。発送時期については次のとおりです。

第1回目／令和6年1月中旬（1月～10月診療分）  
第2回目／令和6年2月中旬（11月～12月診療分）

交通事故などがあったとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。これには届出が必要ですので市民生活課国民健康保険係までご連絡ください。



## 令和5年度 後期高齢者医療保険料について



後期高齢者医療保険料には、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。

所得の低い世帯の方の均等割額については、世帯主および被保険者の所得に応じて、下記のとおり軽減される制度があります。

保険料	
均等割額 (被保険者全員が等しく負担)	44,310円
+	
所得割額 (所得に応じて負担)	(総所得金額など-43万円)×8.27%
100円未満は切捨て	

世帯主および被保険者の総所得金額など	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額（43万円）+（給与・年金所得者などの合計数-1）※×10万円以下の場合	7割	13,293円
基礎控除額（43万円）+（給与・年金所得者などの合計数-1）×10万円+（29万円×世帯の被保険者数）以下の場合	5割	22,155円
基礎控除額（43万円）+（給与・年金所得者などの合計数-1）×10万円+（53万5千円×世帯の被保険者数）以下の場合	2割	35,448円

※ 給与・年金所得者などは、次のいずれかを満たす方です。  
▶ 給与収入額が55万円を超える方  
▶ 公的年金などにかかる収入額が125万円を超える方（65歳未満の方は60万円）

該当する方の条件など	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方で制度加入後2年を経過していない方	5割	22,155円

〈注意〉  
※ 国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。  
※ 令和5年4月1日時点で、すでに制度加入から2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。

会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療保険に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方については、均等割額が5割軽減され（所得が少ない方については7割軽減）、所得割額の負担はありません。

保険料額決定通知書などが7月中旬に届きます

令和4年中の所得に応じて確定した令和5年度後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書加入者の皆さまに送付します。

保険料の徴収方法は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）があります。

例年特別徴収されている方であっても、介護保険料などの状況によっては、年金天引きが停止されて納付書が同封される場合があります。届き次第必ずご確認ください。

普通徴収による保険料納付は口座振替が便利です

保険料を納付書で納めていただく方については、納め忘れの心配がなく、かつ納付の手間も省ける、口座振替をおすすめしています。市内の各金融機関で随時申し込み可能です。

また、キャッシュカードがあれば市役所各庁舎窓口（税務課、角館・西木市民センター）でも手続きできます。

**取扱金融機関**  
秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、東北労働金庫、秋田およびこ農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

問合せ  
▶ 制度運営全般・保険料の算定…秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018-853-7155  
▶ 各種申請・届出…仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316  
▶ 保険料の納め方…仙北市民税課 市民税係 ☎ 43-1117